

新刊

“印象的なイラストで覚える”画期的な教材!

刑法、刑訴法に続く

イラスト擬律判断シリーズの

第3弾

が登場!

ニューウェーブ昇任試験対策シリーズ

イラストでわかりやすい

擬律判断・警職法

■ニューウェーブ昇任試験対策委員会 著

●A5判 ●288頁 ●定価(本体 2,100円+税)
ISBN978-4-8090-1311-9 C3032 ¥2100E



文字だらけの昇任試験対策に追われるアナタへ 初めての現場で日々戸惑っている君たちへ

1 判例から実務を学ぼう

警察官の拳銃発射による傷害行為を正当防衛と認め、これについての準起訴請求を棄却した事例 (大阪地決昭 36.5.1)

判例が楽しく読める!

事案の概要
① 警察官が、交通事故(準)を捜査する中で、交番に同行を求めた。

② 交番内において、甲と共に来所した乙と丙が、行く必要がないなど言いながらいきなり因縁をつけ、やむにやむに警察官に組みつき、警察官から警棒を奪い、乙と丙が警察官の顔面等を警棒で殴りつけた。

準起訴請求を棄却して何?

スタート
「甲の弁護人が、拳銃を発射した警察官を刑法第195条特別公務員職行犯処罪にあたと主張し、警察の職務を行う者等が暴行等をしたときは、7年以下の懲役又は禁錮に処する(罰金刑がなく重い)。」

「拳銃を撃った警察官を、刑法第195条の被疑者として検察官に告訴しました。」

「次のページがめくりたくなる!」

「裁判(付審判の決定)いわゆる正式裁判」

「有罪」→ 禁錮刑...
「無罪」→ ヨッシャー!!

内容見本

警職法「保護」まとめ

異常な挙動その他周囲の事情... 判断して

第1項第1号に該当する者(心神錯乱又は暴行等)又は他人の生命、身体、財産を守るに必要と認められる者(被害者)に危害を及ぼすおそれがある者(加害者)に

応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由がある

保護

保護の措置をとった場合(第2項)

知人その他の関係者(責任ある者が見つからないとき)に通知
引継ぎ
引取方について手配
・公安保健・公共福祉の機関
・責任を負う他の公の機関

保護の期間(第3項、第4項)
※ 起算点は保護に着手したとき(警察官等に収容したときではない)

簡易裁判所裁判官の許可状により、5日まで延長可
「やむを得ない事情」の明記が必要

詳しい内容は、こちらまで!
東京法令 検索
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>

東京法令出版

実務能力向上と昇任試験対策は、車の両輪! ——さあ、今から勉強しよう!!



本書の特色

- 警察官職務執行法に係る判例のみにとどまらず、刑事訴訟法（現行犯人、令状によらない差押え・搜索・検証）に係る重要判例も精選登載
- イラスト・チャートを多用し、現場で求められる擬律判断事例や、条文の趣旨・用語・重要ポイント等を徹底解説
- 理解度が試せる、昇任にも頻出のSA問題・解説付き

目

警職法第2条 質 問

- 1 判例から実務を学ぼう（職務質問から逃げようとする不審者を停止させるために、肩に手をかけても違法ではない。 他）
- 2 条文を勉強しよう（第1項〔停止・質問〕／第2項〔同行要求〕／第3項〔任意規定〕／第4項〔凶器捜検〕）
- 3 SAに挑戦しよう（問題／正解・解説）

警職法第3条 保 護

- 1 判例から実務を学ぼう（いざさか飲酒酩酊していたにすぎない相手方を保護を要する泥酔者と判断したのは、明白な事実誤認である。 他）
- 2 条文を勉強しよう（第1項〔保護〕／第1項第1号〔精神錯乱者、泥酔者〕／第1項第2号〔自身で生命、身体、財産を守ることでできない状態にある者〕）
- 3 SAに挑戦しよう（問題／正解・解説）

警職法第4条 避難等の措置

- 1 条文を勉強しよう（第1項〔避難等の措置（危険時の措置）〕）
- 2 SAに挑戦しよう（問題／正解・解説）

警職法第5条 犯罪の予防及び制止

- 1 判例から実務を学ぼう（人の身体に危険を及ぼすおそれのあるけんかを制止するため、相手方を投げ倒し、一時的に押さえつけた警察官の

次

- 行為は適法である。 他）
- 2 条文を勉強しよう（第5条〔犯罪の予防及び制止〕）
 - 3 SAに挑戦しよう（問題／正解・解説）

警職法第6条 立 入

- 1 条文を勉強しよう（第1項〔危険時の立入〕／第2項〔公開の場所への立入〕）
- 2 SAに挑戦しよう（問題／正解・解説）

警職法第7条 武器の使用

- 1 判例から実務を学ぼう（警察官の拳銃発射による傷害行為を正当防衛と認め、これについての準起訴請求を棄却した事例 他）
- 2 条文を勉強しよう（本文〔人に危害を加えない使用〕／ただし書〔人に危害を加える使用〕）
- 3 SAに挑戦しよう（問題／正解・解説）

刑訴法第212条 現行犯人

判例から実務を学ぼう（現行犯人の要件の認定は、逮捕時における具体的状況により客観的に判断されるべきである。 他）

刑訴法第220条 令状によらない差押え・搜索・検証

判例から実務を学ぼう（何人でも現行犯を逮捕できるが、通常人は、逮捕するため他人の住居に侵入することは許されない。 他）

好評発売中! 姉妹本もお忘れなく!

～ニューウェーブ昇任試験対策シリーズ～

イラストでわかりやすい 擬律判断・刑法

- A5判 ● 440頁
 - 定価(本体2,800円+税)
- ISBN978-4-8090-1206-8 C3032 ¥2800E



イラストでわかりやすい 擬律判断・刑事訴訟法

- A5判 ● 408頁
 - 定価(本体2,600円+税)
- ISBN978-4-8090-1261-7 C3032 ¥2600E

東京法令出版 株式会社

☎062-0902 札幌市豊平区豊平2条5丁目1-27 ☎011(822)8811 FAX(795)6611
 ☎980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1-10 ☎022(216)5871 FAX(216)5684
 ☎462-0053 名古屋市北区光音寺町野方1918 ☎052(914)2251 FAX(914)2253
 ☎112-0002 東京都文京区小石川5丁目17-3 (代表)☎03(5803)3304 FAX 03(5803)2560
 ☎380-8688 長野市南千歳町1005 (営業)☎026(224)5411 FAX 026(224)5419

☎534-0024 大阪市都島区東野田町1丁目17-12 ☎06(6355)5226 FAX(6355)5227
 ☎730-0005 広島市中区西白鳥町11-9 ☎082(212)0888 FAX(212)0018
 ☎810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13-22 ☎092(533)1588 FAX(533)1590
 [編集]☎026(224)5412 FAX 026(224)5439

お申込みは
こちらから

●インターネットでお申込み
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>
 (最新情報等もホームページをご覧ください。)

●お電話でお申込み
0120-338-272
 (携帯電話からもお申込みできます。)

●FAXでお申込み
0120-338-923